

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜安定供給事業 (数量確保タイプ)のご案内

## 数量確保タイプとは？

定量定価の供給契約を締結した生産者が、契約を遵守するために、市場へ出荷予定のものを契約先に出荷等をした際に要した経費の補てんを受けられる仕組みです。



# 1. 数量確保タイプの要件等

## 1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地(機構へお問い合わせください)で栽培されている、指定野菜14品目、特定野菜等35品目

## 2 対象者(事業実施主体)※機構に登録が必要(指定野菜のみ)です。

- ① 生産者(個人・法人)
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

## 4 実需者等(契約の相手方)

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者等)

## 5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1/4(特定野菜等は1/3)を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。

## 6 申込期限

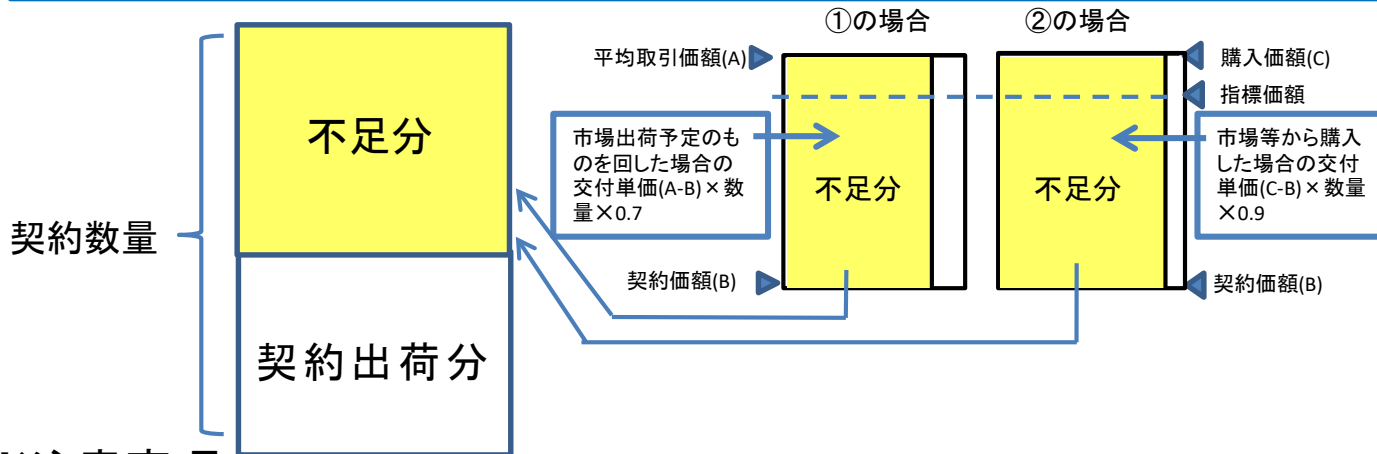
- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。(別途届出書が必要)

(※)指定野菜14品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

(※)特定野菜等35品目:アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

## II. 数量確保タイプの仕組み

- 平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、
- ① 市場出荷予定のものを契約取引に回した場合は、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の70%が補てんされます。
  - ② 市場等から購入して契約取引に回した場合は、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の90%が補てんされます。



### ※注意事項

- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の市場価格から算定されます。このため、申込者が契約取引の地域の市場価格が指標価格が上回っても、平均取引価額(A)が指標価額を上回らない場合は、**事業の発動はありません。**
- 交付予約数量の上限は、**契約数量の50%まで**です。
- 面積契約は、事業の補填対象外**です。
- 購入する野菜は**国産**に限ります。
- 申込の際は、**①②のどちらかの選択**になります。

## III. 負担金の積立て

### 指定野菜



### 特定野菜等



・**生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。

・負担金は、**alic**で**生産者ごと**に**管理**いたします。

## IV. 参加することの主なメリット

### ・生産者の皆さんにとってのメリット

- ① 気象条件等で、実需者との契約数量を確保するために市場から調達するなどの対応が必要となっても、その際にかかった経費の一部が補填され、経営の安定が図られます。
- ② 事前に価格を取り決めた契約が対象となるので、価格変動によるリスクが軽減されます。
- ③ 契約数量を確保するために余裕のある作付を行う必要がなくなり、その分を他の作物の生産にまわすことができます。

### ・実需者の皆さんにとってのメリット

- ① 不作時でも、生産者と契約した数量を定価格で確保できるので、安定した仕入れが可能となります。
- ② 不作時の数量確保のための取組が不要となるので、その分、産地開発や産地指導などに集中できます。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

## V. 事業に参加された方の声

### 生産者の声

契約数量に満たない量しか収穫できなかった時に、契約を守るために市場から購入した野菜に対して補給金が交付されて助かった。

市場価格の高騰時でも契約出荷数量を確保できるので、実需者との信頼が増し、取引の拡大につながった。

市場価格が高い時に、市場出荷向けのものを契約先に回しても補填金が出るので助かった。



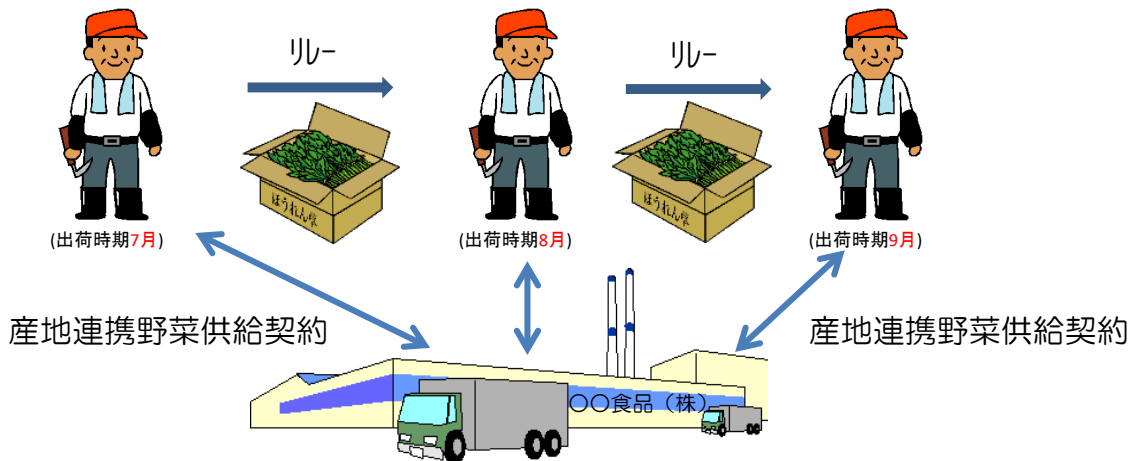
### 中間事業者の声

市場高騰時でも、予め決められた価格で希望どおりの数量が確保できるので、不作時の心配をすることがなくなった。



## VI. 知っていますか？

六次産業化法の認定者には、数量確保タイプにおいて特例措置が利用できます。



- ・メリット1: **指定産地外**の生産者も事業に参加することができます。
- ・メリット2: **都道府県の負担が減少する**ので、生産者だけの判断で、事業に参加しやすくなります。

※都道府県からの負担が減少するため、生産者の負担金は25%から40%又は50%に増加されます。

※ **六次産業化の認定等は、農林水産省が窓口**になっております。詳しい条件等をご確認されたい場合には、農林水産省生産局園芸作物課(03-3502-5961)にお問い合わせください。

# VII. 六次産業化法の特例措置に関する取組事例

## 【生産者・実需者の状況】

- ・生産者A: 特例措置を受ける前から契約指定野菜安定供給事業に参加し、レタス及びキャベツを生産する者
- ・生産者B: 指定産地外のキャベツを生産する者
- ・実需者C: キャベツや人参などのカット野菜製造やフルーツの加工製造を行う業者

## 【事業参加のきっかけ】


- ・生産者A: 特例措置を利用することで、数量確保タイプの発動要件が緩和されることを聞き、事業への参加を始めた。
- ・生産者B: 長年取引があった実需者Cからキャベツの生産出荷依頼があり、自ら出荷の出来ない分を生産者Aに依頼して、Cへの安定供給を行い始めたことがきっかけで、事業への参加を始めた。
- ・実需者C: 加工用キャベツの売上げが増加傾向にあったため、取引のあった生産者A及びBにキャベツの生産出荷を依頼。生産者A及び生産者Bの理解が得られたので、六次産業化の認定の手続きを始めた。

## 【取組のポイント】

- ・生産者A: 契約を確実に守るために、不作時には市場出荷向け分の一部を実需者Cに出荷して、契約数量を確保した。
- ・生産者B: 生産者団体として組織化することにより、品種を統一して栽培に係る作業負担を軽減した。また、青果用のキャベツよりも肥大化するものを使用することで、種苗代の削減を行った。
- ・実需者C: 生産者A及びBからのキャベツの集荷の安定化を図るため、豊作時の生産者からの余剰出荷分を予冷庫で保管し、端境期を含め、取引先への出荷を滞りなく行った。

産地間リレーによる国産キャベツの周年安定供給

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
生産者A												
生産者B												

 キャベツの集荷  C社で保存したキャベツを使用

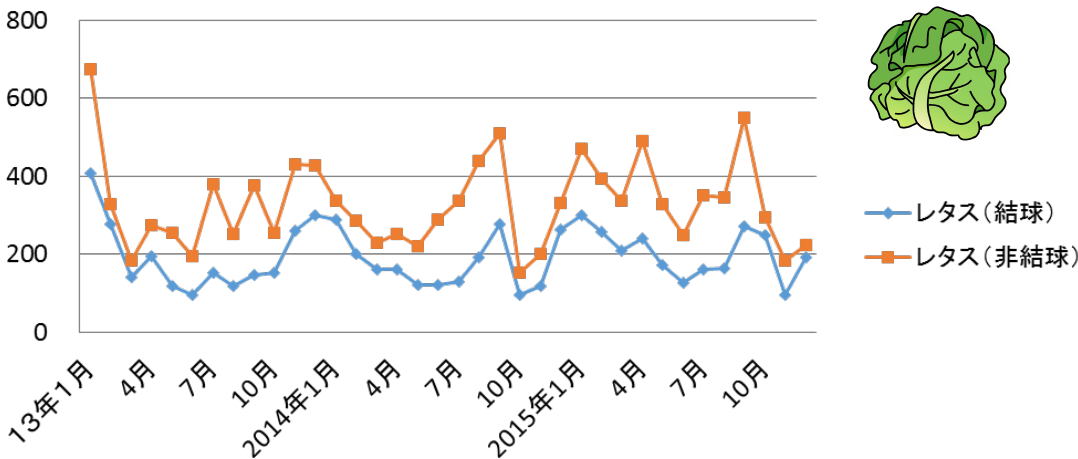
## 【取組の成果】

- ・生産者A: リレー出荷は、発動要件が緩和され、交付金を受ける機会が増大するので、市場出荷分を契約先に積極的に回し、契約を守り続けることができた。
- ・生産者B: 作業及び生産コストを削減し、作業技術が向上したことで契約数量の履行率が、事業当初よりも5倍に向上した。(当初2年: 18%→直近2年: 93%)
- ・実需者C: 原料不足に陥る機会が事業当初と比べて大幅減少した。  
(2者からの原料供給率: (当初2年: 38%)→(直近2年: 87%))

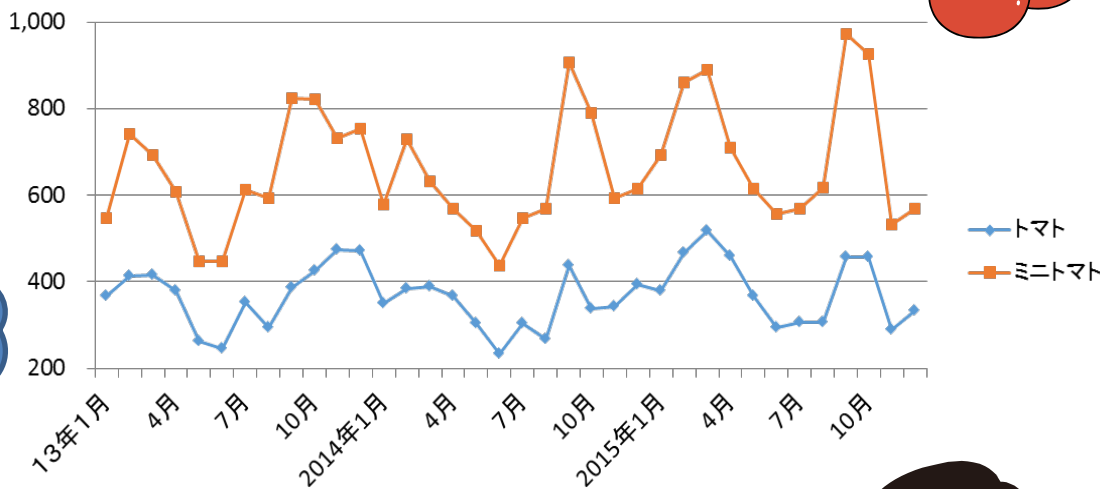
# VI. 市場価格の推移について

野菜の価格は日々の生活に関わってくるので心配だわ。

(円/kg) レタスの卸売価格の推移(東京都大田市場)

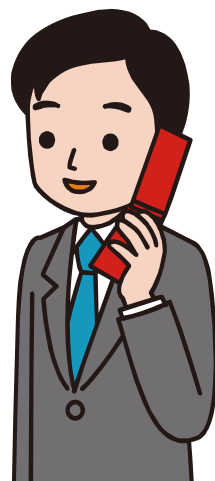


(円/kg) トマトの卸売価格の推移(東京都大田市場)



加工・業務用の野菜を安心して作れます。

価格安定制度に入っておくことで、価格変動リスクが減り、経営の安定を図ることができます。



## VII. 事業の手続きの流れ

### 生産者の登録

事業に参加する方は、機構への生産者登録が必要です。なお、指定野菜価格安定対策事業で既に登録を受けている場合は新たに登録を受ける必要はありません。

### 供給計画の策定

都道府県の予算措置のため、交付予約数量を記した供給計画を作成していただきます。作付前(当初)、出荷直前(確定)の2度作成していただきます。

### 契約の締結

機構への登録された生産者は、書面により対象契約に係る実需者等と対象品目に係る契約を締結します。

### 交付申込書の提出

対象出荷期間開始日の40日前までに、契約書等を付した交付申込書を作成し、機構に申込区分ごとに交付申込をします。

### 契約取引の実施

契約取引を開始したら、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は厳重に保管してください。

### 交付申請

対象出荷期間終了から3か月以内に、発動があった場合には交付申請をします。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

#### お問合せ先

#### 独立行政法人農畜産業振興機構 野菜業務部 直接契約課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9818

FAX 03-3583-9484

E-mail [keiyaku831@alic.go.jp](mailto:keiyaku831@alic.go.jp)(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>